

【財形預金取引】 ～ 事務センターでのお手続きのご案内 ～

- | | |
|--------------------|----------|
| 1. お手続き毎の必要書類・留意事項 | ・・・P1～P2 |
| 2. 必要書類のご記入例 | ・・・P3～P6 |
| 3. ご照会の多い事項 | ・・・P7～P8 |

お問い合わせ先

株式会社 広島銀行 事務センター（財形預金担当）

〒730-0042

広島市中区国泰寺町2丁目3-23

TEL：082-504-3767（事業主さま専用）

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日・12/31～1/3を除く）

お手続き毎の必要書類・留意事項

1. お手続き全般のご案内

- すべて郵送でのお手続きとなります。
- お手続き書類が必要な場合はお送りしますのでご連絡ください。

※一部の書類は、当行ホームページからダウンロードできます。----->

(掲載箇所) 個人のみなさま>ためる・ふやす (すべての商品を見る) >その他の商品 財形貯蓄預金

- 預金者さまへ連絡事項がある場合も、原則事業主さまへご連絡させていただきます。

<ダウンロードできる書類>

お手続	書類名
手続全般	事務センターでのお手続きのご案内(本資料)
支払・解約時	財形預金専用払戻請求書兼入金(振込)申込書
退職時	財産形成貯蓄の退職等に関する通知書
新規申込時	反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

2. お手続き毎のご案内

お手続き	必要書類	留意事項	記入見本
財形新規 (一般・年金・住宅)	<ul style="list-style-type: none"> ・財形天引預入依頼書 ・反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意 (当行ホームページからダウンロードできます) 	<ul style="list-style-type: none"> ・財形預金は一般・年金・住宅の3種類があります。 ・書類に不備があった場合、ご返却、再提出をお願いすることがありますので、預入日の1ヵ月前までにご郵送ください。 	P 3~5
一部支払・解約	<ul style="list-style-type: none"> ・財形預金専用払戻請求書兼入金(振込)申込書 (当行ホームページからダウンロードできます) ・財形契約の「証」 (解約の場合に必要) ・住宅の登記事項証明書などの確認書類 (財形住宅の目的支払の場合に必要) ・財産形成非課税(住宅・年金)貯蓄廃止申告書 (財形住宅および財形年金の解約の場合に必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ・財形預金専用払戻請求書兼入金(振込)申込書は事務センター専用の書類になります。 ・払出した預金をご本人さま口座へ入金もしくは振込致します。当行以外の口座への振込は、振込手数料を差引いて振込致します。 (当行口座への入金の場合は振込手数料は無料です) ・財形住宅を持ち家の住宅取得や増改築のために払出される場合は、所定の要件を満たしており確認書類をご提出して頂くことで非課税扱いで払出が出来ます。 ・財形住宅および財形年金の解約の場合は、財産形成非課税(住宅・年金)貯蓄廃止申告書をあわせてご郵送ください。 ・お手続きには、受付から1週間程度お時間をいただきます。 ・至急扱い、現金支払、お届け印紛失の場合は、ご本人さまに当行窓口でのお手続きをお願いいたします。 	

お手続き	必要書類	留意事項	記入見本
預入金額変更、 当月停止、中断、再開	<ul style="list-style-type: none"> 財形預金預入予定明細表 	<ul style="list-style-type: none"> 変更がある場合のみ、事業主さまで、財形預金預入予定明細表の（1ページ目）の変更部分にご記入、（2ページ目）の変更印欄に事業主印を押印いただいた書類を、預入予定日の5営業日前までに到着するように、ご郵送ください。 <u>（変更がない場合は、ご郵送は不要です）</u> 	P6
ご退職・役員昇格時など	<ul style="list-style-type: none"> 財産預金預入予定明細表 財産形成貯蓄の退職等に関する通知書 （当行ホームページからダウンロードできます） 	<ul style="list-style-type: none"> ご退職、役員昇格などによって資格を喪失し、預入を止められる際は、事業主さまより書類のご郵送が必要になります。 財形預金預入予定明細表の（1ページ目）の中断に○表示および（2ページ目）の変更印欄に事業主印を押印いただき、財産形成貯蓄の退職等に関する通知書とあわせてご郵送ください。 	
財形契約の「証」喪失再発行	<ul style="list-style-type: none"> 「財形契約の証」喪失手続き依頼書 顔写真つき本人確認書類 （両面をコピー） 	<ul style="list-style-type: none"> ご住所・ご名義・お届け印の変更がなく、当行にご本人さま名義の普通預金口座か貯蓄預金口座をお持ちの方が対象となります。 （再発行手数料は、ご本人さま名義の当行口座から引落させていただきます） 上記以外の方は、ご本人さまに当行窓口でのお手続きを、お願いいたします。 	
諸変更（税区分、運用方法、勤務先変更など）	<ul style="list-style-type: none"> 財形預金諸変更申込書 	<ul style="list-style-type: none"> 変更内容によっては、別途書類のご記入やご本人さまに窓口でのお手続きが必要な場合がございます。 	
財形年金積立終了後の非課税扱のお手続き	<ul style="list-style-type: none"> 非課税適用確認申告書 財形預金諸変更申込書 （受取口座などの変更がある場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 財形年金積立終了後、当行より財形年金預金受取ご確認のお知らせ、および必要書類を事業主さまへ送付致しますので、ご記入の上ご返送ください。 （非課税扱いで財形年金を受け取るのに必要な手続きになります） 	

ご記入例

- 4枚複写のため、ボールペンで強めにご記入ください。
- すべての記入内容に誤り・もれが無いかご確認の上、預入日の1ヵ月前までにご郵送ください。

一般
財形

「ご記入日」を
ご記入下さい

2020年7月7日

財産形成預金天引預入依頼書

金額は訂正することなく、
はっきりとご記入ください
(金額訂正は不可です)

一般
財形

従業員 おなまえ	フリガナヒロギン ハナコ	性別	男 女	金額	初回預入金額
おごころ	730-0042 TEL 082(123)4567 携帯 090(1234)5678			百万	千
勤務先	広島市中区国泰寺町2-3-23			円	
生年月日	1990年01月01日	年齢	30	¥100000	
勤務先	広島市中区紙屋町1丁目3-8 TEL(082)(123)(4567)				
勤務先	株式会社ひろぎん				
預金の支払者	広島市中区紙屋町1丁目3-8				
事務代行者	株式会社ひろぎん				

預入開始日が給与・
賞与の支給日の場合、
合算した金額を、
ご記入ください

1・4枚目に押印ください。
4枚目の印鑑の押し直しはできません

ゴム印も可です

賞与時の金額もご記入ください
賞与時がなし場合は「0」を
ご記入ください

委託団体に事務を代行されている場合
のみご記入ください

賞与がある月は
給与・賞与両方
とも預入になり
ます

■ お届け印は、1、4枚目に押印ください。

預入金額	毎月給与時	¥10000
	賞与時	夏 ¥30000
		冬 ¥30000
預入期間	2020年8月25日から3年以上	
運用方法	1. 期日指定定期型 2. スーパー定期5年型	
預入銀行店名	株式会社広島銀行	本店

預入開始日を
ご記入ください

どちらかご選択ください

- ・期日指定定期型：預入の都度、期日指定定期3年もの（1年複利）を作成する財形
- ・スーパー定期5年型：預入の都度、スーパー定期5年（半年複利）を作成する財形

事業主さまが契約されている
お取引店名をご記入ください

広島銀行

(243-042)a A5.N40 28.8 4×50/200冊(KM)

ご記入例

財形年金

- 5枚複写のため、ボールペンで強めにご記入ください。
- 財形年金はおひとり1契約で1金融機関に限られます。
- **すべての記入内容に誤り・もれが無いにご確認の上、預入日の1ヵ月前までにご郵送ください。**

「ご記入日」をご記入下さい

非課税限度額（マル財）は財形年金・財形住宅合わせて550万円までです

ゴム印も可です

委託団体に事務を代行されている場合のみご記入ください

既に他金融機関でマル財を申告している場合ご記入・押印が必要です

財形年金預金天引預入依頼書 (兼財産形成非課税年金貯蓄申告書控)
税務署長殿 2020年 7月 7日

おなまえ フリガナ ヒロギン ハナコ
年齢 30才
性別 男・女 **印**

金額 初回預入金額
百万 千 円
¥ 1 0 0 0 0

おひょうろ 730-0042 TEL(082)(504)(3767)
広島市中区国泰寺町2-3-23

生年月日 1990年01月01日 個人番号 123456789

金額は訂正することなく、はっきりにご記入ください (金額訂正は不可です)

財形年金
預入開始日が給与・賞与の支給日の場合、合算した金額を、ご記入ください

1・2・5枚目に押印ください
5枚目の印鑑の押し直しはできません

賞与時の金額もご記入ください
賞与時がなし場合は「0」をご記入ください

下に記した財産形成年金貯蓄につき租税特別措置法第4条の3第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します

区分	貯蓄先金融機関名	貯蓄の種類	預金申告最高限度額
新たに申告する貯蓄	所在地 広島市南区西蟹屋1丁目1-7 名称 株式会社広島銀行 本店 法人番号 5240001012809	55000000	円
すでに非課税扱いの申告をしている最高限度額	所在地 広島市中区紙屋町1丁目3-8 TEL(082)1234567 名称 株式会社ひろぎん		円
勤務先	所在地 広島市中区紙屋町1丁目3-8 名称 株式会社ひろぎん		
賃金の支払者	所在地 広島市中区紙屋町1丁目3-8 名称 株式会社ひろぎん 法人番号 1234567891234		
事務代行者	所在地 名称 法人番号		

預入金	毎月給与時	¥ 1 0 0 0 0
預入金額	賞与時 夏	¥ 3 0 0 0 0
	冬	¥ 3 0 0 0 0
運用方法	① 期日指定定期型 2. スーパー定期5年型	
この預金の非課税限度額	(限)	5 5 0 0 0 0 0
天引預入期間 (5年以上)	初回預入日	2 0 2 0 8 2 5
	最終預入日	2 0 4 8 8 2 5
受取開始日 (満60歳以後の日)	最終預入日の6ヵ月後当日から5年後当日の属する月の翌月末日までの日。(ただし、1日~28日)	2 0 5 0 2 1 5
受取サイクル	2ヵ月ごと	3ヵ月ごと
受取回数	受取サイクル 2ヵ月=31~120回	1 2 0
	3ヵ月=21~80回	
受取指定口座	①普通 2.当座 □座番号	1 2 3 4 5 6 7
	広島銀行	本店
預入銀行店名	株式会社広島銀行	本店

賞与がある月は給与・賞与両方も預入になります

預入開始日をご記入ください

年金受取が終わるまで解約しないでください
解約される場合は変更手続きを行ってください

どちらかご選択ください

- ・ 期日指定定期型：預入の都度、期日指定定期3年もの（1年複利）を作成する財形
- ・ スーパー定期5年型：預入の都度、スーパー定期5年（半年複利）を作成する財形

事業主さまが契約されているお取引店名をご記入ください

ご記入例

- 5枚複写のため、ボールペンで強めにご記入ください。
- 財形住宅はおひとり1契約で1金融機関に限られます。
- **すべての記入内容に誤り・もれが無いをご確認の上、預入日の1ヵ月前までにご郵送ください。**

財形住宅

「ご記入日」をご記入下さい

金額は訂正することなく、はっきりとご記入ください
(金額訂正は不可です)

財形住宅

預入開始日が給与・賞与の支給日の場合、合算した金額を、ご記入ください

非課税限度額(マル財)は財形年金・財形住宅合わせて550万円までです

1・2・5枚目に押印ください。
5枚目の印鑑の押し直しはできません

ゴム印も可です

賞与時の金額もご記入ください
賞与時がなし場合は「0」をご記入ください

委託団体に事務を代行されている場合のみご記入ください

賞与がある月は給与・賞与両方も預入になります

既に他金融機関でマル財を申告している場合ご記入・押印が必要です

どちらかご選択ください

- ・ 期日指定定期型：預入の都度、期日指定定期3年もの(1年複利)を作成する財形
- ・ スーパー定期5年型：預入の都度、スーパー定期5年(半年複利)を作成する財形

事業主さまが契約されているお取引店名をご記入ください

財形住宅預金天引預入依頼書 (兼財産形成非課税住宅貯蓄申告書控)
税務署長殿 2020年7月7日

おなまえ フリガナ ヒロギン ハナコ 年齢 30才 性別 男 女 金額 初回預入金額
印 金額 百万 千 円
 ￥ 1 0 0 0 0

おひょうろ 730-0042 TEL(090)(123)(4567)
 広島市中区国泰寺町2-3-23
 生年月日 1990年01月01日 個人番号 123456789012

下記の財産形成住宅貯蓄につき租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

区分	貯蓄先金融機関名	貯蓄の種類	預金
新たに申告する財形貯蓄	所在地 広島市南区西蟹屋1丁目1-7 名称 株式会社 広島銀行 本店 番号 法人 5:240001012809	申告最高限度額 55000000円	
勤務先	所在地 広島市中区紙屋町1丁目3-8 名称 株式会社ひろぎん 所在地 広島市中区紙屋町1丁目3-8		
賃金の支払者	名称 株式会社ひろぎん 番号 法人 1234567890123		
事務代行者	所在地 名称 番号 法人	勤務先の長の印 事務代行先の長の印	

預金 (定められた番号がありましたらご記入ください)
 所属課番号
 社員番号

預入金額	毎月給与時		賞与時
	毎月給与時	夏	
¥ 1 0 0 0 0	¥ 3 0 0 0 0	¥ 3 0 0 0 0	

運用方法 ① 期日指定定期型 2. スーパー定期5年型
 この預金の非課税限度額 (限) 5 5 0 0 0 0 0
 預入期間 2020年8月25日から5年以上
 住宅取得費用等の残額の借入方法(該当に○印。複数選択可)
 ○ 住宅金融支援機構等から借入れます。
 預入銀行店名 株式会社 広島銀行 本店

事業主さまが契約されているお取引店名をご記入ください

ご記入例

- **変更がある場合のみ**、変更内容をご記入、変更印欄に押印いただき、**2～3枚目を預入予定日の5営業日前までに到着するようご郵送ください。**
(1枚目は「事業主さま控え」になります)

預入
予定
明細表

財形預金預入予定明細表 (1枚目)

予定日 2年7月7日

社員番号	氏名	取引店	口座番号	お積立残高(円) ●月 ▲日現在	(変更後当月預入金額)	新規預入日	①預入期限日 最終預入日	②満期日 受取開始日	③積立 中断	(変更後毎月積立額)	(変更後賞与積立金額)				④非課税 限度額 (千円)	⑤財形 区分	⑥税 区分	振替停止・ 中断・再開 申込	
					当月預入予定金額(円)					毎月積立金額(円)	賞与積立金額		月	月					月
イッパン	ヒロギン ハナコ	100	1234567	500000	10000	100125				10000	6	0	12	0	0	1	1	○	再開
"	ヒロギン イチロウ	100	2345678	1000000	20000	200125				20000	6	100000	12	100000	0	1	1	○	再開
"	ヒロギン ジロウ	100	3456789	2000000	30000 10000	300125				30000 10000	6	200000 100000	12	200000 100000	0	1	1	○	再開

予定明細表の内容を変更する場合

事業主合計	確定分		名	① 40000円
	予定		3	④ 60000

総合計	確定分		名	① 40000円
	予定		3	④ 60000

- ① 預入予定金額を変更 (当月以降、継続的に金額変更) ・ ・ ・ 当月預入予定金額と毎月積立金額 (賞与の場合は賞与積立金額) を二重線で抹消し、上段に変更後の金額をご記入ください
 - ② 当月停止 (当月に限り停止、翌月は自動的に再開) ・ ・ ・ 当月停止に○表示ください
 - ③ 中断 (当月から給与も賞与が、継続的に停止) ・ ・ ・ ・ ・ 中断に○表示ください
 - ④ 再開 (当月以降の給与・賞与が再開) ・ ・ ・ ・ ・ 再開に○表示、および給与・賞与の金額欄もご記入ください
- ※退職される場合は、中断に○をしていただき、「財産形成貯蓄の退職等に関する通知書」をあわせてご郵送ください

○表示
②～④
の変更
の場合

財形預金預入依頼書 (2枚目)

(1枚目) で預入予定明細表の内容を変更した場合は (2枚目) の変更印欄に事業主印を押印ください

変更印	社員番号	氏名	取引店	口座番号	お積立残高(円) ●月 ▲日現在	(変更後当月預入金額) 当月預入予定金額(円)	新規預入日	①預入期限日 最終預入日	②満期日 受取開始日	③積立 中断	(変更後毎月積立額) 毎月積立金額(円)	(変更後賞与積立金額)				④非課税 限度額 (千円)	⑤財形 区分	⑥税 区分	振替停止・ 中断・再開 申込	
											月	月	月	月						
	イッパン	ヒロギン ハナコ	100	1234567	500000	10000	100125				10000	6	0	12	0	0	1	1	○	再開
	"	ヒロギン イチロウ	100	2345678	1000000	20000	200125				20000	6	100000	12	100000	0	1	1	○	再開
印	"	ヒロギン ジロウ	100	3456789	2000000	30000 10000	300125				30000 10000	6	200000 200000	12	200000	0	1	1	○	再開

ご照会の多い事項(1/2)

項番	照会内容	回答	備考
1	<p>社員が退職します。 今加入している財形預金の手続きはどのようにすればよいですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ご退職によって財形預金の資格を喪失し預入を止められる際は、「財形預金預入予定明細表」の(1ページ目)の中断に○表示および(2ページ目)の変更印欄に押印いただき、「財産形成貯蓄の退職等に関する通知書」とあわせてご郵送ください。 <ul style="list-style-type: none"> ※「財形預金預入予定明細表」のご記入例は、本資料「事務センターでのお手続きのご案内」P6をご覧ください。 ※「財産形成貯蓄の退職等に関する通知書」は、当行ホームページからダウンロードできます。ご記入例も記載しています。 • ご退職に伴い財形預金の解約を希望される場合は、「財形預金専用払戻請求書兼入金(振込)申込書」および財形契約の「証」をご郵送ください。 <ul style="list-style-type: none"> ※「財形預金専用払戻請求書兼入金(振込)申込書」は、当行ホームページからダウンロードできます。ご記入例も記載しています。 ※払出した預金をご本人さま口座へ入金もしくは振込致します。 ※当行以外の口座への振込は、振込手数料を差引いて振込致します。(当行口座への入金の場合は、振込手数料は無料です) ※財形住宅および財形年金の解約の場合は、財産形成非課税(住宅・年金)貯蓄廃止申告書をあわせてご郵送ください。 ※お手続きには、受付から1週間程度お時間をいただきます。 ※至急扱い、現金支払、お届け印紛失の場合は、ご本人さまに当行窓口でのお手続きをお願いいたします。 	<p>本資料「事務センターでのお手続きのご案内」</p> <p>P2の「ご退職・役員昇格時など」</p> <p>および</p> <p>P1の「一部支払・解約」</p> <p>へも同内容を記載しています。</p>
2	<p>新規申込した社員が「財形預金預入予定明細表」に記載されていません。 記載のタイミングはいつになりますか？ また、新規申込した社員の預入資金の引き落としはどのようにになりますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 新規申込された社員さまは口座作成後に「財形預金預入予定明細表」へ口座番号等が登録となりますので、次回の「財形預金預入予定明細表」へ記載されます。 <ul style="list-style-type: none"> ※次回分は「財形預金預入予定明細表」の作成のタイミングによっては既存の財形預金者さまと別で作成される場合がありますが、次々回作成分からは1枚となります。 • 新規申込された社員さまの預入資金は、預入開始日に既存の財形預金者さまの「財形預金預入予定明細表」記載の合計金額とは別に、引き落としされます。 	<p>—</p>

ご照会の多い事項(2/2)

項番	照会内容	回答	備考
3	<p>社員が財形預金の解約を希望しています。 手続きはどのようにすればよいですか？</p>	<p>・財形預金の解約をご希望される場合は、「財形預金専用払戻請求書兼入金（振込）申込書」および財形契約の「証」をご郵送ください。</p> <p>※「財形預金専用払戻請求書兼入金（振込）申込書」は、当行ホームページからダウンロードできます。ご記入例も記載しています。</p> <p>※払出した預金をご本人さま口座へ入金もしくは振込致します。</p> <p>※当行以外の口座への振込は、振込手数料を差引いて振込致します。 （当行口座への入金の場合は、振込手数料は無料です）</p> <p>※財形住宅および財形年金の解約の場合は、財産形成非課税（住宅・年金）貯蓄廃止申告書をあわせてご郵送ください。</p> <p>※お手続きには、受付から1週間程度お時間をいただきます。</p> <p>※至急扱い、現金支払、お届け印紛失の場合は、ご本人さまに当行窓口でのお手続きをお願いいたします。</p>	<p>本資料「事務センターでのお手続きのご案内」</p> <p>P1の「一部支払・解約」</p> <p>へも同内容を記載しています。</p>